

「令和8年度西部工場電力供給」に係る質問・回答表

令和8年4月8日 環境局施設部西部工場

No.	質問内容	回答
1	入札保証金の全部又は一部の納付の免除に関し、「福岡市契約事務規則第7条に該当」とのことですが、保険会社と福岡市様を被保険者とする保険締結の場合、入札金額に当該金額の100分の10相当額を加算した金額の100分の5以上を保証する保証書の提示をもって全額免除可能、との理解でよろしいでしょうか。	その認識で差し支えありません。
2	入札保証金の納付は、当社が保険会社と締結し、福岡市様を被保険者とする入札保証保険で実施する予定です。入札説明書の条件を満たす入札保証保険期間の設定は、令和8年5月8日から令和8年5月28日までとする理解でよろしいでしょうか。	令和8年5月8日から令和8年5月29日までです。
3	自家発補給電力を使用する場合、あらかじめ使用開始時刻と使用休止時刻を当社に通知頂くことは可能でしょうか。(なお、事故、その他やむを得ない場合、使用開始後に当社に通知いただければ結構です。)	可能です。
4	基本料金単価・従量料金単価・非化石価値付加単価など、各単価に最低価格はありますか。	最低価格はありません。
5	特定電源割当証明書に記載ある「3.供給元電源情報」は、電力供給に関し、受注者が発注者様へ提供した再生可能エネルギー価値の由来となる非化石証書等の電源種や発電所情報(トラッキング先)を記載する理解でよろしいでしょうか。また証書等のトラッキング先が複数となる場合、別途一覧資料の提供でよろしいでしょうか。	その認識で差し支えありません。
6	利用できる環境証書は、FIT非化石証書・非FIT非化石証書(再エネ指定あり)・グリーン電力証書・J-クレジット(再エネ電力)、の理解でよろしいでしょうか。	その認識で差し支えありません。
7	供給電力に関し「供給電力に占める再生可能エネルギー電気の割合は100%とする」とのことですが、発注者様からの電源構成の特定はなく、当該設備の受電量に対し質問書No.6の証書等を活用し排出係数を0にすることで、「供給電力に占める再生可能エネルギー電気の割合は100%とする」を満たすという理解でよろしいでしょうか。	その認識で差し支えありません。
8	電力料金の請求書発行は毎月15日まででよろしいでしょうか。また請求書は郵送ではなく、発注者様に請求書をダウンロード可能な弊社システム上への掲載でもよろしいでしょうか。	掲載した旨の連絡を頂けるのであれば問題ありません。
9	契約後、受注者が発注者様へ提供する資料は、毎月の電力料金請求書および再生可能エネルギー電気の確認資料である「特定電源割当証明書」の2点という認識でよろしいでしょうか。	その認識で差し支えありません。
10	資料中の「月別予定使用電力量」に関連し、自家発補給電力を使用した場合の電力量の取扱いについて確認させてください。 当該施設において自家発補給が行われた場合の電力量の整理の考え方について、 ① 電力の使用が発生した時点を基準(0kW)として整理する想定または ② 契約電力(例:500kW)を基準として整理する想定のいずれかを想定されているか、ご教示ください。 月別予定使用電力量の記載内容を拝見する限りでは①の想定とも読み取れます。 なお、①の想定の場合において、最大需要電力が自家発補給契約電力を超過した場合には、当該超過分を常時契約に基づく使用電力量として扱う理解でよろしいでしょうか。	受注者の定める標準供給条件によります。
11	契約開始時または供給期間中において、契約電力の変更希望及び変更予定はございますでしょうか。	変更希望及び変更予定はありません。
12	様式第3号「入札金額内訳書」の下段に記載の「注8:電力量料金単価(円/kWh)と非化石価値(再エネ指定)付加料金単価(h円/kWh)を分けて記載できない場合は、電力量料金単価(円/kWh)へ記載し、非化石価値(再エネ指定)付加料金単価(h円/kWh)は空欄とする。」との記載を踏まえ、確認させてください。 入札金額内訳書および契約書においては、電力量料金単価と非化石価値(再エネ指定)付加料金単価を分けて記載したうえで、請求書発行時には、両単価を合算した電力量料金単価として請求する対応とすることについて、差し支えありませんでしょうか。	差し支えありません。
13	入札説明書11(1)において、「福岡市契約事務規則第7条」に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除するとありますが、同規則第7条第2号に規定される「落札者となった場合に契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき」に該当するか否かの判断については、福岡市の競争入札有資格者名簿に登録されている事業者であることをもって判断される、という理解でよろしいでしょうか。	入札保証金を免除とすることがあるのは、以下の通りです。 ①入札参加者が登録業者であるとき ②入札参加者が履行実績を有する者であるとき なお、免除申請に必要な書類及び提出のタイミングは、入札保証金が必要な方に通知します。
14	入札保証金の免除対象であるか否かについては、4月15日までに貴市より通知される「入札参加資格確認結果」の中で明示いただける、という認識で間違いないでしょうか。	その認識で差し支えありません。

# 「令和8年度西部工場電力供給」に係る質問・回答表

令和8年4月8日 環境局施設部西部工場

No.	質問内容	回答
15	【燃料費（等）調整単価について】 契約期間中は、みなし小売電気事業者（九州電力株式会社様）の入札時の約款の算定方法に基づく単価を適用させていただいていただきますが、問題ございませんでしょうか。	契約書別紙「電気料金の算定方法に関する特約事項」(3)のとおりです。
16	【請求書の送付方法について】 郵便物の配達遅延及び紛失への対策、改正電子帳簿保存法への対策、今般の社会情勢や環境配慮のためのペーパーレス化等を目的に、電気料金請求書等の帳票をWEBページでご確認いただく方法をご了承いただけますでしょうか。	掲載した旨の連絡を頂けるのであれば問題ありません。
17	【請求書の発行について】 弊社では仕様書や契約書（案）に記載がない場合、供給施設内にご入居されている企業様に対して分割して請求書を発行する事が出来ません。供給地点特定番号毎の請求書発行となりますが、ご了承いただけますでしょうか。	差し支えありません。
18	【契約電力について】 現在の契約電力は仕様書記載のとおりでよろしいでしょうか。異なる場合はご教示ください。 また現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。 (頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性があります。)	契約電力に相違ありません。
19	【計量日について】 現在の計量日をご教示ください。	月末24時です。
20	【電力供給会社について】 現在の電力供給会社をご教示ください	アーバンエナジー株式会社です。
21	【料金の請求について】 弊社では、計量結果の報告（通知書）を請求書に記載しているご利用の内訳で替えさせて頂いております。検針結果等の通知書を請求書発行前に別途行うといった対応は行っておりませんが問題ございませんでしょうか。	問題ありません。
22	【特定電源割当証明書の提出について】 提出方法についてはPDFデータをメールにて送付という形でもよろしいでしょうか。 また、証明書の押印について電子印(角印)にてご承いただけますでしょうか。	差し支えありません。
23	【料金のお支払方法について】 弊社では料金のお支払方法を銀行振込み、または口座振替のいずれかをお願いしておりますが、ご了承いただけますでしょうか。	差し支えありません。
24	【入札保証金の免除について】 入札説明書11（1）にて記載の保証金の免除に該当するには、どのようなお手続きでご判断いただけるのでしょうか。必要なお手続きや提出書類、および提出の時期についてご指示がございましたらご教示ください。	競争入札参加資格確認通知書をもってお知らせします。
25	【途中解約について】 仕様書等に記載の無い、契約期間中に施設の閉鎖や移転等により電力の供給停止に伴う途中解約が発生する場合、協議のうえでの解約となりますがご了承いただけますでしょうか。	差し支えありません。
26	【電力不使用月について】 入札金額の算定においては基本料金常用線不使用月の単価を用いて電力量料金の算出となるようですが、弊社では電力不使用月に対する単価の設定は行っており、入札時の基本料金常用線電力料金の算出方法と実際の請求時での基本料金常用線電力料金の算出方法が以下のように相違がございますが、問題ございませんでしょうか。入札時：契約電力×基本料金常用線不使用月単価×力率 請求時：契約電力×基本料金常用線使用月単価×力率×0.5（使用月の半額としての算定）また、入札時の不使用月の単価については使用月単価の半額（小数点以下第3位切り捨て）として算定いたしますが、問題ございませんでしょうか。	その場合は、小数点「以下第3位」を切り捨てず入札時の不使用月の単価を算定してください。